



水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について



○ 水道施設の耐災害性強化対策や耐震化対策、老朽施設の更新・再構築、水質管理体制の強化、安定的な水源確保への取組などが喫緊の課題となっているが、これらの課題解決・事業推進には**多額の資金が必要であり、国の財政支援が不可欠**



「水道水源開発等施設整備費」並びに「生活基盤施設耐震化等交付金」において、**次の事項を実現**するほか、採択基準の緩和、対象事業・施設の拡大、補助率の引き上げ、交付決定の早期化を図ること



水道水源開発等施設整備費

〔要望事項(1)〕 **水道水源開発施設整備費** 〈現状〉補助率1/4～1/3

・ダムの大規模改修事業を補助対象に加える

〔要望事項(2)〕 **水道施設機能維持整備費** 〈現状〉補助率1/4～1/3

・既存自家発電設備の更新・改良、施設の覆蓋化を補助対象とする

〔要望事項(3)〕 **高度浄水施設等整備費** 〈現状〉補助率1/4～1/3

・交付額の算定に係る基準事業費を撤廃する



生活基盤施設耐震化等交付金

〔要望事項(1)〕 **緊急時給水拠点確保等事業** 〈現状〉交付率1/4～1/3

① 基幹水道構造物の耐震化事業：

・交付対象事業費の算定基準の見直し ・長寿命化工事(防食塗装等)を交付対象とする

② 重要給水施設配水管：

・水道料金等に係る採択基準の撤廃 ・緊急対策に係る配水支管への財政支援の継続

〔要望事項(2)〕 **水道管路耐震化等推進事業** 〈現状〉交付率1/4～1/3

① 老朽管更新事業：

・水道料金に係る採択基準の撤廃又は緩和
・布設後20年以上経過した全ての管種を対象とし、配水支管までを交付対象とする

② 水道管路緊急改善事業：

・水道料金、給水収益に占める企業債残高等の指標値に係る採択基準の撤廃又は緩和
・長期的な更新計画を策定し、計画的な更新事業を実施する水道事業者を全て交付対象とする
・布設後20年以上経過した全ての管種を対象とし、配水支管までを交付対象とする

③ 鉛管更新事業：給水管の更新事業を加える

④ 送水管の多重化事業を交付対象とする

〔要望事項(3)〕 **水道事業運営基盤強化推進等事業** 〈現状〉交付率1/4～1/3

① 広域化事業：

・地域の実情を踏まえ、事務所の統合整備及び水平統合だけでなく垂直統合も含めた広域化が促進されるよう老朽化施設の更新・耐震化も交付対象とする
・事業統合や経営一体化の要件の緩和 ・時限措置の撤廃

② 広域化のモデル事業を指定し、モデル事業に対する交付要件を緩和する

③ 最終年度に2か年分交付される交付金について、交付期間を1年延伸し、1か年ずつ交付する

〔要望事項(4)〕 **水道施設再編推進事業** 〈現状〉交付率1/3

・複数の末端給水を行う水道事業者の施設を廃止して供水事業者の施設を増強する施設の再構築を行う場合の費用を対象とするとともに、資本単価や施設廃止数の要件を緩和し、廃止のみの事業も対象とする

〔要望事項(5)〕 **IoT・新技術活用推進モデル事業** 〈現状〉交付率1/3

・必要とする事業者が補助対象となるよう、採択条件を緩和するとともに、採択基準を明確にし、今後も先端術に対する財政支援を積極的に図る
・スマートメーターの導入促進を図るため、LPWAによる通信基盤の普及拡大と通信費の低減に向け、国において対応を図る

〔要望事項(6)〕 **耐用年数の短い設備更新等に対する交付金制度の創設**

・比較的耐用年数の短い設備の更新、浄水場の設備改修に対する交付金制度の創設

〔要望事項(7)〕 **資本費の抑制に努めている事業者等への措置**

・アセットマネジメントに基づき資本費の抑制に努めている事業者、経年施設を多く有する事業者に重点的に措置される補助制度とする

〔要望事項(8)〕 **資本単価算定時の有収水量**

・資本単価算定の際の有収水量について、今後の水需要の減少傾向を反映した経営戦略等の最新の推計値の使用も可能とする

〔要望事項(9)〕 **施設基準等についての地方の裁量の拡大**

・全国一律に適用される施設基準等について、必要性・合理性を検証し、地域の実情に応じて柔軟に事業運営できるよう地方の裁量を拡大する

〔要望事項(10)〕 **水道管路の維持管理費用に対する財政支援**

・道路法に定められた道路占有物件の維持管理義務について、老朽管起因の道路陥没事故等防止のため、道路占有している水道管路の耐震化や更新に係る維持管理費用に対する財政支援を図る